

保険番号マス（北海道01）

設定項目名	制度名	老人		乳幼児												重度心身障害者					ひとり親家庭等								
1 保険番号		141	241	142	242	342	442	542	190	290	191	291	192	292	392	143	243	343	443	543	144	244	344	444	544				
2 法別番号		41	41	42	42	42	42	42	90	90	91	91	92	92	92	43	43	43	43	43	44	44	44	44	44				
3 短縮制度名	道老1割	道老3割	乳児初有	乳児初無	乳児課有	未使用	乳児課無	乳児有	乳1割	市乳負無	市乳負有	独自乳無	独自乳有	独自1割	障害初有	障害初無	障害課有	障害未就	障害課無	親初有	親初無	親課有	親未就	親課無					
4 保険公費種別区分	7	7	7	7	7		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7					
5 法別番号チェック区分	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
6 検証番号チェック区分	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
7 受給者検証番号チェック区分	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
8 公費主保区分	3	3	3	3	3		3	3	3	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3					
9 限定保険番号										190,290	290																		
10 年齢(開始－終了)	65－69	65－69	0－15	0－18	3－15		3－6	0－12	3－12	0－12	3－12	6－18	0－15	3－15	0－999	0－999	3－999	0－6	3－999	0－999	0－999	3－999	0－6	3－999					
11 点数単価	10	10	10	10	10		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10					
12 レセプト負担金額	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
13 レセプト請求(印刷)	0	0	3	3	3		3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3					
14 レセプト記載	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
※ 所得情報	本人	低所得	低年金	本人																									
15 外来負担区分	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	2	1	2	1	1	1	2	1	1	2	1	2	1	1	2				
16 1回負担割合	10	10	10	30	0	0	10	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	10	10	0	0	10	10	0	0				
17 1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
18 1回上限額	0	0	0	0	580	0	0	0	580	0	0	580	0	580	0	580	0	0	0	0	580	0	0	0	0				
19 1日上限額	0	0	0	0	580	0	0	0	580	0	0	580	0	580	0	580	0	0	0	0	580	0	0	0	0				
20 1日上限回数	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0				
21 1月院内上限額	0	0	0	0	0	0	12000	0	0	12000	0	0	0	0	12000	0	0	12000	6000	0	0	0	12000	6000	0				
22 1月院外上限額	0	0	0	0	0	0	12000	0	0	12000	0	0	0	0	12000	0	0	12000	3000	0	0	0	12000	3000	0				
23 1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
24 薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
25 入院負担区分	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	2	1	2	1	1	1	2	1	1	2	1	2	1	1	2				
26 1回負担割合	10	10	10	30	0	0	10	0	0	10	0	0	0	0	10	0	0	10	0	0	0	10	0	0	0				
27 1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
28 1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
29 1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
30 1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
31 1月上限額	44400	24600	15000	80100	580	0	44400	0	580	44400	0	580	0	580	44400	580	0	44400	580	0	580	0	44400	580	0				
32 1月上限回数	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0				
33 1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
34 食事療養費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				

- （注）老人医療費

「道老1割」（本人負担1割の患者に適用）、「道老3割」（本人負担3割の患者に適用）
※平成18年10月より制度改正、平成20年4月で制度廃止のようです。
- 乳幼児医療費

「乳児初有」（3歳未満または低所得受給者で、初診時一部負担金がある市町村に適用。市町村によって適用年齢が異なるようです。）
「乳児初無」（初診時を含め一切自己負担金がない市町村に適用。市町村によって適用年齢が異なるようです。）
「乳児課有」（3歳以上または一定以上所得の受給者に適用。下限年齢ならびに負担上限に付いては札幌市と異なりますので注意願います。適用年齢は市町村によって異なるようです） …… [平成16年10月以降の改正制度](#)
「乳児課無」（一定以上所得の受給者で、1割負担を不要としている市町村に適用） …… [平成16年10月以降の改正制度](#)
なお道単公費ですが、請求方法が市町村により異なります。ORCAでは札幌市の請求ををサンプルに提供しています。その他の市町村についてはユーザにてカスタマイズをお願いしております。
- 重度心身障害者医療費

「乳負有」（提出先と契約した市町村でレセプト請求の場合に適用。3歳未満または低所得受給者で、初診時一部負担金がある市町村に適用。北海道と同基準）
「乳1割」（提出先と契約した市町村でレセプト請求の場合に適用。3歳以上または一定以上所得の受給者に適用。北海道と同基準）
「市乳負無」（提出先と契約した市町村でレセプト請求の場合に適用。小学校就学前で、自己負担がない市町村に適用。北海道の基準の自己負担分を市町村が助成。適用年齢は市町村によって異なるようです）
「市乳負有」（提出先と契約した市町村でレセプト請求の場合に適用。3歳以上小学校就学前で、初診時一部負担金がある市町村に適用。北海道の基準の自己負担分を市町村が助成。適用年齢は市町村によって異なるようです）
「独自乳無」（提出先と契約した市町村でレセプト請求の場合に適用。6歳以上で、自己負担がない市町村に適用。市町村独自の助成。適用年齢は市町村によって異なるようです）
「独自乳有」（提出先と契約した市町村でレセプト請求の場合に適用。3歳未満で、初診時一部負担金がある市町村に適用。市町村独自の助成。適用年齢は市町村によって異なるようです）
「独自1割」（提出先と契約した市町村でレセプト請求の場合に適用。3歳以上の受給者に適用。市町村独自の助成。適用年齢は市町村によって異なるようです）
※平成19年8月より制度改正
- ひとり親家庭等医療費

「障害初有」（低所得受給者で、初診時一部負担金がある市町村に適用。）
「障害初無」（初診時を含め一切自己負担金がない市町村に適用）
「障害課有」（一定以上所得の受給者に適用。負担上限に付いては札幌市異なりますので注意願います） …… [平成16年10月以降の改正制度](#)
「障害未就」（就学前の幼児、且つ一定以上の所得者家庭に適用。外来は1割負担。負担上限有り。入院は初診時一部負担金のみ） …… [平成16年10月からの新制度で札幌市のみの運用です。無床診療所には登録不要です。](#)
「障害課無」（一定以上所得の受給者で、1割負担を不要としている市町村に適用） …… [平成16年10月以降の改正制度](#)
「親初有」（低所得受給者で、初診時一部負担金がある市町村に適用。）
「親初無」（初診時を含め一切自己負担金がない市町村に適用）
「親課有」（一定以上所得の受給者に適用。負担上限に付いては札幌市異なりますので注意願います） …… [平成16年10月以降の改正制度](#)
「親未就」（就学前の幼児、且つ一定以上の所得者家庭に適用。外来は1割負担。負担上限有り。入院は初診時一部負担金のみ） …… [平成16年10月からの新制度で札幌市のみの運用です。無床診療所には登録不要です。](#)
「親課無」（一定以上所得の受給者で、1割負担を不要としている市町村に適用） …… [平成16年10月以降の改正制度](#)

保険番号マス（北海道01）

番号	設定項目名	制度名											札幌市				美幌町			せたな町	中標津町	古平町	稚内市		江別市	恵庭市		
			特定疾患			上川郡朝日町		旭川市				小樽市	自立補助	乳幼児	障害	ひとり親	乳幼児	障害	ひとり親	障害	ひとり親	乳幼児	精神補助	障害	乳幼児	障害	ひとり親	
1	保険番号		183	283	383	133	233	642	643	644	743	744	121	842	843	844	162	163	164	263	364	462	221	363	562	463	464	
2	法別番号		83	83	83	33	33	42	43	44	43	44	21	42	43	44	42	43	44	43	44	42	21	43	42	43	44	
3	短縮制度名		特定疾患	道難病	道難病経過	朝日1割	朝日負無	旭川乳	旭川障	旭川親	旭川障老	小樽親	自立補助	札幌乳課	札幌障課	札幌親課	美幌乳課	美幌障課	美幌親課	せたな障	中標津親	古平乳	精神補助	稚内障	江別乳	恵庭障	恵庭親	
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
8	公費主保区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3	3	
9	限定保険番号																					021						
10	年齢(開始－終了)		0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－6	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	4－6	0－999	0－999	0－6	0－999	0－999	0－999	0－999	0－15	0－999	0－999	3－12	0－999	0－999	
11	点数単価		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
12	レセプト負担金額		2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
13	レセプト請求(印刷)		0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
14	レセプト記載		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
※	所得情報												低所得															
15	外来負担区分		1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	
16	1回負担割合		0	20	20	10	0	10	10	10	10	10	5	10	10	10	5	5	5	10	0	0	5	10	10	20	20	
17	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	580	0	0	0	0	0	0	
19	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	580	0	0	0	0	0	0	
20	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
21	1月院内上限額		0	0	0	0	0	12000	12000	12000	0	0	0	6000	6000	6000	6000	6000	6000	6000	6000	0	0	0	8000	12000	12000	12000
22	1月院外上限額		0	0	0	0	0	12000	12000	12000	0	0	0	3000	3000	3000	6000	6000	6000	6000	0	0	0	8000	12000	12000	12000	
23	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
24	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
25	入院負担区分		1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0	1	1	1	1	
26	1回負担割合		0	20	20	10	0	10	10	10	10	0	5	0	10	10	5	5	5	10	0	0	0	10	0	20	10	
27	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
29	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
31	1月上限額		0	0	0	0	0	44400	44400	44400	44400	580	0	580	44400	44400	20100	20100	20100	22200	580	0	0	24600	580	44400	44400	44400
32	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	
33	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
34	食事療養費		2	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	

(注) 特定疾患(難病)

「特定疾患」(北海道特定疾患「法別番号83」の患者に適用。助成内容は特定疾患と同様。ウイルス性肝炎・橋本病は本体対応有り)
「道難病」(難病の北海道独自の拡大給付です。レセプト請求。患者登録－所得者情報タブ画面で負担上限額を登録して下さい。)*※平成27年1月制度開始
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」－負担金計算(1)タブの「患者登録－所得者情報－月上限額入力」の左側を「2」で設定して下さい。
「道難病経過」(難病の北海道独自の拡大給付です。レセプト請求。3年間の経過措置の場合はこちらをご使用下さい。食事療養費は1/2助成です。)*※平成27年1月制度開始
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」－負担金計算(1)タブの「患者登録－所得者情報－月上限額入力」の左側を「2」、負担金計算(2)タブの「食事療養費」付加設定の本人タブ「食事療養」、「生活療養(食事)」の左側を「2」で設定して下さい。
上川郡朝日町(単独助成) 「負担有」(町単独の助成です。自己負担1割で負担上限は有りません。請求は独自用紙のため償還払一覧表を出力しますので転記をお願いします)
平成16年10月以降の改正制度 「負担無」(町単独の助成です。自己負担は有りません。請求は独自用紙のため償還払一覧表を出力しますので転記をお願いします)

乳幼児と道公費に該当しない(単独)母子・重度障害、精神障害に適用され、直接朝日町に請求します。

旭川市 「旭川乳」「旭川障」「旭川親」「旭川障老」(1割負担分の中から初診時一部負担金を助成します) …… 乳幼児において、平成26年8月の制度変更で保険番号142,342と同様の制度、平成28年8月の制度変更で保険番号190等と同様の制度となるようですので、そちらをご使用ください。
「旭川障老」は「旭川障」と同様の制度となったようなので「旭川障」をご使用ください。

小樽市 「小樽親」(非課税で親の場合)外来:1割負担上限なし 入院:初診時一部負担金あり
※課税で親で外来の場合は助成なし。非課税で親の入院、子供の入院外来は保険番号144と同制度。課税で親の入院、子供の入院外来は保険番号344と同制度。

札幌市 「札幌乳課」(4歳以上または一定以上所得の受給者に適用。負担上限に付いて札幌市の設定です。道内他市町村では異なります。また、下限年齢も異なります) …… 平成16年10月以降の改正制度、平成20年8月に制度廃止
「札幌障課」(一定以上所得の受給者に適用。負担上限に付いて札幌市の設定です。道内他市町村では異なります。また、下限年齢も異なります) …… 平成16年10月以降の改正制度
「札幌親課」(一定以上所得の受給者に適用。負担上限に付いて札幌市の設定です。道内他市町村では異なります) …… 平成16年10月以降の改正制度
「自立補助」(自立支援使用時、自己負担の1/2、5%を助成する場合に適用) …… 平成20年3月31日までの制度

美幌町 「美幌乳課」「美幌障課」「美幌親課」(自己負担5%で外来6000円、入院20100円の負担上限です。専用の請求書があるようですがカスタマイズをお願いします。)
※平成16年10月に制度改正

せたな町 「せたな障」(自己負担1割で外来上限6000円、入院上限22200円の場合に適用)

中標津町 「中標津親」(初診時一部負担金の患者負担有。親に該当する場合は専用の請求書にて請求するようなので、こちらをご使用ください。請求書はカスタマイズをお願いします。子に該当する場合は保険番号144をご使用ください。)

古平町 「古平乳」(患者負担無、食事負担有。専用の請求書にて請求するようです。カスタマイズをお願いします。)*※平成25年4月より患者負担無

稚内市 「精神補助」(稚内市の「精神通院医療付加給付金」制度。精神通院併用時、精神通院の自己負担の1/2を助成します。窓口負担は円単位であり、円単位となるよう本体対応を行います。)
「稚内障」(課税世帯で自己負担1割で外来上限8000円、入院上限24600円の場合に適用。請求書請求です。カスタマイズをお願いします。3歳未満、非課税世帯の場合は保険番号143と同制度のようです。)

江別市 「江別乳」(課税世帯で3歳～小学生まで外来は自己負担1割で上限12000円、入院は初診時一部負担金があります。3歳未満、非課税世帯は保険番号142と同制度。専用の請求書にて請求するようです。カスタマイズをお願いします。)
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の負担金計算(3)タブの「初診時以外の負担金計算(入院)」を「1」で設定して下さい。

恵庭市 「恵庭障」(患者負担2割で外来は上限12000円、入院は上限44400円の場合にご使用ください。福祉請求書での請求です。)*※平成28年8月より2割へ変更
「恵庭親」(外来は患者負担2割、上限12000円、入院は患者負担1割、上限44400円の場合にご使用ください。福祉請求書での請求です。)*※平成28年8月より2割へ変更

※平成20年10月より制度変更により北海道特定疾患(保険番号183)追加